平成28年9月定例教育委員会会議

会 議 録

平成28年9月7日開催

会 議 録

開	催	日	時	平成28年9月7日(水) 午後2時 開会 午後2時56分 閉会
場			所	旭川市教育委員会 会議室
	委		員	委員長 金丸 浩一, 頻顯脈賭 中島 智子, 委 員 滝山 義之 委 員 杉山 信治, 教育長 小池 語朗
出席	事務	说 明	回	学校教育部長 田澤 清一 社会教育部長 高橋 いづみ 学校教育部次長 大河原 祐子 社会教育部次長 大鷹 明 学校教育部次長 片岡 晃恵 文化振興課長 樽井 里美学校教育部次長 山川 俊巳 文化ホール担当課長 石原 充浩学校教育部次長 林上 敦裕教育指導課主幹 菅藤 真由美学校保健課課長補佐 岡田 和義
者	局事	事 務	局員	教育政策課課長補佐 佐々木 康成 教育政策課 鎌田 和宏 同 阿部 由里夏
傍	毦	恵	者	0 人
公	公開・非公開の別			一部非公開
会				1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・報告第1号 平成28年度一般会計予算の補正(臨時代理)について ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について 5 報告事項 (1) 市議会経済文教常任委員会の報告について (2) 台風の通過に伴う文教施設における避難所対応について (3) 旭川市文化賞選考委員の選任について (4) 東旭川学校給食共同調理所設計及び厨房設備選定業務に係る公募型プロボーザルの審査結果について (5) 旭川市民文化会館の整備について 6 その他 7 閉会

			審議内容
発	i	者	発言要旨
委	員	長	《 開 会 》 ただいまから、平成28年9月定例教育委員会会議を開会いたします。 《会議録署名委員》
委	員	長	本日の会議録署名委員は,杉山委員,小池教育長を指名します。 《 前回会議録 》
委	員	長	会議録ですが、平成28年7月定例教育委員会会議(平成28年7月 11日開催)の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、 これらの内容について御意見はありますか。
各委	委員	員長	
各委	委員	員長	ついては、承認することといたします。 なお、平成28年8月定例教育委員会会議(平成28年8月17日開催)
各委	委員	員長	「異議なし。」と認め、平成28年8月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。
委	員	長	報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」、報告事項(3)「旭川市文化賞選考委員の選任について」及び報告事項(4)「東旭川学校給食共同調理所設計及び厨房設備選定業務に係る公募型プロポーザルの審査結果について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。
各委文化	委 員 振 興 課	員 長	「異議なし。」と認め、報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」、報告事項(3)「旭川市文化賞選考委員の選任について」及び報告事項(4)「東旭川学校給食共同調理所設計及び厨房設備選定業務に係る公募型プロポーザルの審査結果について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。報告第1号「平成28年度一般会計予算の補正(臨時代理)について」、報告願います。

を処理する必要がありましたことから、旭川市教育委員会事務委任規則第 1条第2項の規定により教育長が臨時に代理いたしましたので、同条第3 項の規定により報告するものであります。

「文化芸術振興基金積立金」補正額200万円につきましては、株式会社朝日電機製作所の代表取締役社長吉村重孝様から文化芸術振興基金へ200万円の寄附の申出があり、平成28年7月12日に受納したところです。これにより、受入額が当初の予定を上回りましたので、積立金を増額し、速やかに基金運用を行うため、補正を行うものです。

以上の補正につきまして,第3回定例会市議会に提案するものでありま す。

委員 長

報告第1号「平成28年度一般会計予算の補正(臨時代理)について」、 御意見、御質問等はありますか。

各 委 員

員┃ ありません。

委 員 長 それでは、報告第1号「平成28年度一般会計予算の補正(臨時代理) について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。

各 委 員 長

異議ありません。

「異議なし。」と認め、報告第1号「平成28年度一般会計予算の補正 (臨時代理)について」は、報告のとおり了承します。

次に、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」、報告願います。

片岡学校教育部次長

報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」、報告します。

平成28年8月1日付けから平成28年8月9日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要がありましたので、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、報告第2号別紙のとおり教育長が臨時に代理し、同条第3項の規定により報告するものであります。

内容といたしましては、臨時的任用職員、非常勤嘱託職員の任用による ものでございます。内訳といたしましては、新規に任用した臨時的任用職 員が8名、非常勤嘱託職員が2名となっております。

委 員 長

報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」、御意見、御質問等はありますか。

各 委 員

動りません。

それでは、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。 異議ありません。

「異議なし。」と認め、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の 人事異動(臨時代理)について」は、報告のとおり了承します。

《報告事項》

委 員 長

それでは、報告事項に入ります。

報告事項(1)「市議会経済文教常任委員会の報告について」、報告願います。

学校教育部長

報告事項(1)「市議会経済文教常任委員会の報告について」,報告します。

市議会経済文教常任委員会は、平成28年8月18日に1日間の期日で 開催され、学校教育部に対して1人から質問がありました。

公明党の中村委員から,地域雇用失業情勢における現状と課題について, 雇用のミスマッチに関連し,まず経済観光部に対し雇用状況について,そ の後,学校教育部に対し職場体験の意義について質問がありました。

職場体験の意義はどのようになっているのか、中学校における職場体験

の実施状況,建設業協会が建設現場見学会を実施するなどの取組は,地域建設産業の担い手の確保・育成に効果的であると考えるが,旭川市の小学校での実施について,教育委員会としてどのように考えているのかという質問に対しましては,それぞれの意義,実施状況について答弁した後,教育委員会といたしましても,新年度に向けて,小学校高学年向けの建設現場見学会などを実施できないかという相談も受けていること,職業や働く人たちに対し,児童の実感を伴った深い理解につながるという考えもあることから,各学校の状況を踏まえながら,関係部局や建設業協会などと連携を図ってまいりたい旨の答弁をいたしております。

委 員 長

報告事項(1)「市議会経済文教常任委員会の報告について」,御意見,御質問等はありますか。

 各
 委
 員

 委
 員
 長

ありません。

それでは、報告事項(1)「市議会経済文教常任委員会の報告について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(2)「台風の通過に伴う文教施設における避難所対応 について」、報告願います。

学校教育部長

報告事項(2)「台風の通過に伴う文教施設における避難所対応について」,報告します。

平成28年8月20日から21日にかけての台風11号による大雨に伴う旭川市の対応状況といたしましては,20日午前5時頃に気象台からの大雨警報の発表を受けて災害準備態勢に移行し,市域広範囲で被害の発生が確認されたことから,午後2時に災害対策本部を設置して対応したものでございます。

この間、土砂災害警戒区域及び内水による浸水害のおそれがある一部地域に避難準備情報を発令し、小学校及び公民館分館を含む14か所に避難所を開設し、最大で182人の避難者を受入れて対応いたしました。その後、20日の夜に降雨は小康状態となり、21日午後6時に災害対策本部を廃止し、以降は警戒配備態勢により、警戒を継続したものでございます。

次に、平成28年8月22日から23日にかけての台風9号による大雨に伴う旭川市の対応状況といたしましては、22日午前10時頃に気象台からの大雨警報の発表を受けて災害準備態勢に移行し、その後、午後5時50分に災害対策本部を設置して対応したものでございます。

この間、土砂災害警戒区域及び内水による浸水害の被害が出ている一部地域に避難準備情報及び避難勧告を発令し、小学校及び公民館分館を含む12か所に避難所を開設し、最大で129人の避難者を受入れて対応いたしました。その後、浸水害状況の軽減に伴い、23日午後5時までに全ての避難準備情報及び避難勧告を解除しており、午後7時15分に災害対策本部を廃止し、警戒配備態勢に移行したものでございます。

これらの台風による人的な被害はございませんでしたが,一部で床下浸水の被害を受けた家屋もあり,土木被害や農業被害も発生しております。 なお,教育委員会の関係施設においては,被害等はなかったところでございます。

委員長

報告事項(2)「台風の通過に伴う文教施設における避難所対応について」,御意見,御質問等はありますか。

教育委員会の職員もいろいろと対応がありましたか。

学校教育部長

はい。ありました。避難所の開設に当たっては、学校長や教頭も含め、 応援態勢を取るということになりましたので、市教委としても、人員を割 り振りして、日中と夜中に分けて交替しながら対応いたしました。

中島委員学校教育部長中島委員

14か所や12か所の開設した避難所というのは、大体同じ地区ですか。 そうです。

どこの地区ですか。

西神楽地区や東旭川地区の被害が多かったです。旭川第1小学校への避

- 4 -

学校教育部長

難者が一番多く、水害も起きていました。表副市長が視察に行き、家屋が浸水している状況を見て驚いたようです。その後、緊急に関係部局の部長が集められ、今夜は避難者が学校に泊まることになるのではないか、学校よりも前にある保育所の方がいいのではないか、避難所は学校の一般教室がいいのではないか、避難所には何人泊まるのか、実際に今は何人来ているのかなどを確認をしてほしいとの指示がありましたので、現在は40人ぐらいの避難者が来ていて、ほとんどがお年寄りですというような細かなやりとりをしました。なお、最終的には全員家に帰宅することができ、その夜、旭川第1小学校に泊まった避難者はおりませんでした。

中島委員

神楽岡にSun蔵人がありますよね。そこは崖の切り通しのようになっているので、水がたくさん出て、プールみたいになっていたという話を聞いたり、同様に旭神方面も水が出たという話を聞きました。

熊本県で地震が起きたときに、大分県に住んでいる娘が2日2晩避難しました。また地震が起きたらどうしようと考えてしまうみたいで、自分の部屋に怖くて帰れないと言っていました。避難所を開設して、いつ閉鎖するのかということは、とても難しい判断だったと思います。

学校教育部長

旭川市は川のまちなので、雨が降ると一つ一つの川が増水し、そのうちに旭橋の下に溜まります。例えば、川の水位が上がり、いよいよ駄目だということになったとき、要介護者をどのように避難所まで運ぶのかという問題が出てきました。旭川市はバス会社と契約しているので、バス会社に確認をしたところ、6台ぐらいのバスを用意できそうだということでしたので、旭橋付近に住む要介護者の人数を事前に調べました。実際は、事なきを得たのですが、そうなった場合に、石狩川の右岸側が水浸しになれば、日章小学校を避難所として使う。または、左岸側が水浸しになれば、避難所としてどこを使うのかということも想定しながら、いろいろと対応しました。

石狩川が溢れていたら、非常に大変なことになっていました。特に深川 市の納内地区や神居古潭付近は、吊り橋のぎりぎりまで川の水位が上がり、 水害もひどかったと聞いています。

中島委員

台風が来たときに、赤平市と留萌市に行っていたのですけれども、川の水が茶色い濁流になって川幅も広がっていて、あちらこちらに木が溜まり、収拾がつかない状況になっていました。旭川市に住んで何十年にもなりますが、旭川市は災害がないと言われているように、怖い思いをしたことがないので、今回のようなことになったときに、水が出たらここは危険だとか、火が出たらここは危険だということが記載されたハザードマップのようなものはありますか。

滝山委員中島委員

ハザードマップはありますよね。

この地区がこうなったときには、どこに逃げるということだけではなく、 この地区は土地が低いので水が出たときは危険だというような情報がまと まっている資料等はあるのでしょうか。

学校教育部長

それも情報としてハザードマップに入れ込んでいます。

長 員 長 旭西橋の近くは水浸しになっていました。

旭西橋の下に多目的広場がありますが、そこの表土は全て流れてしまったようです。

中島委員

杉山委

育

教

整備にお金が掛かりますね。

できたばかりの彫刻も流れてしまったのではないですか。

社会教育部長彫刻は無事でした。

員

委 員 長

全道的にはまだ被害が出ています。台風13号も来ていますので,少し 心配です。万全を期して対応しなくてはならないと思います。今回の台風 に関する対応については,大変お疲れ様でした。

他に御意見,御質問等はありますか。

各 委 員

ありません。

委 員 長

それでは、報告事項(2)「台風の通過に伴う文教施設における避難所 対応について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(5)「旭川市民文化会館の整備について」、報告願います。

文化ホール担当課長

報告事項(5)「旭川市民文化会館の整備について」、報告します。

本市の新庁舎の整備におきまして、新庁舎の1期棟を市民文化会館と現総合庁舎の間に建てることで進んでいますが、先程開催されました旭川市新庁舎建設推進本部会議におきまして、窓口機能をできる限り低層階にしていくためには、より広い建築面積が必要であることから、周辺施設に近接するか、市民文化会館や地下駐車場の一部を撤去する方法が必要となるため、資料にありますとおりA、B、Cの3つの案が示されたところであります。

まず、A案は、市民文化会館や地下駐車場などを壊さずに建築面積を広げる案であり、この案では届出・証明窓口や福祉・子育て窓口が同じフロアに入らないことになります。B案は、7条地下駐車場の一部を撤去して建築面積を広げる案となりますが、市民文化会館と7条地下駐車場を結ぶ地下通路が使えなくなるとともに、一部、地下駐車場が使えなくなります。C案は、市民文化会館のレストランを撤去して建築面積を広げる案で、レストラン経営者との補償の協議が必要となるものでありますが、今回の本部会議においては、C案を軸に基本計画を進めたいという話があり、事務局といたしましても、旭川市の計画に沿う方向性で考えてはおりますが、レストランが市民文化会館の利便施設であることから、対応について、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。

委 員 長

報告事項(5)「旭川市民文化会館の整備について」,御意見,御質問等はありますか。

滝 山 委 員

C案になると,市民文化会館は改築して使うことになるのですか。それ とも,最終的には壊して新しい市民文化会館を建てるのですか。

教 育 長

壊すことになります。先ほどの本部会議の中で、A、B、C案の中では、費用対効果という意味では、C案だろうということでC案で進めることに決まりました。ただ、社会教育施設である市民文化会館の一部を取り壊すということになれば、当然のことながら市民文化会館としての機能低下が避けられないので、その代替えの問題であるとか、新たにどこにどのように建てるのかという問題については、今後の工事の中でということになっています。2期工事の具体案も全く見えてこないので、その辺のところは、建て替えるにしても、やはり市民にきちんと説明できるようにしなければならないという問題意識を持っています。

結果として、平成35年度に現総合庁舎等を壊し、その後、現総合庁舎の跡地に新たに市民文化会館を建てることになります。2か年で建て、オープンすることを考えているというところまで明らかになりましたので、当分の間、市民の皆さんには御不便を掛けますけれども、新庁舎の整備との絡みの中でやむを得ないという判断をしています。

これは最終決定となりますか。

 委員長長

 教育長

 中島委員

事務方としては、このような方向で固めたいということだと思います。 お金がとても掛かりますね。4年後の施工となるところでは、東京オリ ンピックもありますので、建設費がものすごく上がりませんか。

教 育 長

新築するのか、改築するのかも含めて、過去にいろいろな費用計算を行い、積み上がったものもありますが、建設位置の問題や建築年次の問題が明らかになってきていますので、来年度以降は、市民を交え、新たな施設に関する基本的な考え方をまとめていくための組織、あるいは、社会教育内部でのプロジェクトのようなものも立ち上げなければならないと思っております。同時に、その中でどのように市民の意見を反映させるのかということも考える必要があると思いますから、平成29年度からはそういっ

中 島 委 工事は分けて行うとしても,総合的な完成パースというか予想図のよう 員 なものは既にできているのですか。 教 育 長 完璧な完成予想図はまだ見えてきません。 中 大丈夫なのでしょうか。普通は全体像ありきで、予算と状況に鑑みて1 島 委 員 期棟はこの場所、2期棟はこの場所ということで進めますよね。全体像が 先にできているのが普通なのではないのですか。 予算との関係で2期棟の工事部分がほとんど議論されていないのだと思 山 委 員 います。 教 長 結局は、2期工事までに分かればいいのです。大まかに言えば、1期工 育 事は、今言ったような市民文化会館のレストラン部分まで壊して真ん中に 固めます。次に、現総合庁舎を壊してその跡地に新しい市民文化会館を建 てます。その後の2期工事で、現在の市民文化会館を壊して新しい第2の 庁舎を建てるということになります。その中で,全体的な外構工事,地下 駐車場の問題や第3庁舎の解体問題も含めて整理していくことになります ので、年数的には順調に進んでも10年は掛かります。 員 長 他に御意見,御質問等はありますか。 委 各 ありません。 員 委 員 それでは、報告事項(5)「旭川市民文化会館の整備について」は、報 長 告を受けたこととします。 《その他》 員 他に,何かありますか。 長 各 委 員 ありません。 事務局職員 ありません。 《秘密会》 員 ここからは, 秘密会といたします。 委 長 【以下, 非公開】